

所属長 各位

帝国ホテル健康保険組合

「資格情報のお知らせ」配布対応のお願い

いつも帝国ホテル健康保険組合の事業運営にご協力を賜り、有難うございます。

2023年12月27日公布の政令により、現在使用中の「健康保険証」は2024年12月2日以降、発行されません。今後はマイナンバーカードを活用し、保険証登録を行った「マイナ保険証」での医療機関の保険資格の確認に移行されることとなります。(マイナンバーカードと健康保険証の一体化)

ついては、マイナ保険証を安心して利用いただくことを目的として、ご自身の資格情報の把握と再確認のために、事業主経由で加入者一人ひとり(扶養家族含む)に「資格情報のお知らせ」を配布致します。

所属長の皆様には趣旨をご理解いただき、配布へのご協力を宜しくお願い致します。

記

- 配布物 : **「資格情報のお知らせ」**
- 配布対象者 : 健康保険組合に加入する被保険者、被扶養者全員
- 内容 : 被保険者番号、氏名、フリガナ、負担割合、資格取得年月日、保険者(健保名)
- 配布方法 : 「資格情報のお知らせ」には、健康保険の資格情報(保険証の記号・番号等)とマイナンバーの下4桁が記載されていますので、「必要且つ適正な安全措置」を講じる必要があります。必ず所属長から本人にお渡しいただき、受領簿に受領者の署名もしくは捺印をお願い致します。受領簿は全員にお渡し後、お手数ですが健保にお戻しください。

- 【重要事項】**
- 受領簿には必ず本人の署名又は捺印を受けて下さい。社内に配偶者がいる場合でも代理の受取は不可として下さい。
 - 退職者分があった場合は健保で対応しますので、必ず**健保へご返却**ください。
 - 産育休・出向・休職中等の場合は自宅宛に健保から送付致します。特定記録郵便での送付が原則とされていますので対象者がいた場合には、**健保へご返却**ください。
 - 部署の異動があった方の「資格情報のお知らせ」があった場合は、健保から異動後の部署へお渡ししますので、**健保へご返却**ください。
 - この資格情報は9月14日時点のものですので、10月からの定年後再雇用者の方は、再雇用時に変更された健康保険証の内容が最新の内容です。
 - 案内の右下にある「資格情報のお知らせ」カード(貼付)は、医療機関でマイナ保険証が使用できない場合、提示することで受診が可能となるものです、ご活用下さい。
※(「資格情報のお知らせ」は、「資格確認書」ではありません)

【問い合わせ先】：帝国ホテル健康保険組合

担当：近江(おうみ)、畠山、白田(しらた)

連絡先：03-3591-8959 内線：4070

以上